

2026 年度 事業計画書

(自 2026 年 4 月 1 日 至 2027 年 3 月 31 日)

本財団の目的を達成するため、アセアン諸国及びその他海外からの留学生に対する奨学援助、国際友好親善の促進に関し、次の事業を行う。

奨学金支給事業

1. 2026 年度の奨学生の選考及び決定を行う。

(1) 奨学対象者

- ・ 富山県内の大学に在籍するアセアン諸国及びその他海外からの留学生（大学院生含む）
- ・ 国立高等専門学校機構が実施する第 3 学年編入試験に合格し、富山高等専門学校に在籍するアセアン諸国及びその他海外からの留学生

応募資格は、以下のいずれにも該当する者であること

- (イ) 人格高潔、志操堅固で学業が優秀であること
- (ロ) 学資が豊かでないこと
- (ハ) 富山県内の大学又は高等専門学校に在学する者であること
- (ニ) 在留資格が、留学であること
- (ホ) 大学生については、申請時の年齢が、19 歳以上 35 歳以下の者（但し、大学 2 学年以上）
高等専門学校生については、申請時の年齢が、19 歳以上

(2) 採択数

30 名（大学生（大学院生含む）、高等専門学校生）

(3) 支給奨学金及び支給期間

1 人月額 4.5 万円 支給期間：2026 年 4 月から 2027 年 3 月まで
但し、特別奨学生は、1 人月額 11 万円

(4) 奨学金支給総額

1,932 万円(特別奨学生(4 名)528 万円、一般奨学生(26 名)1,404 万円)

2. 奨学生に対する生活指導及び助言を行う。

3. 奨学生との交流活動を行う。

4. 2027 年度の奨学生の募集準備を行う。